

無線設備規則

規則

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 77 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2016 年 12 月 27 日 規則 第 77 号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

5 章として次の 1 章を加える。

5 章 極海を航行する船舶の無線設備

5.1 一般（極海コード I-A 部 10.1）

5.1.1 適用

- 1. 極海を航行する船舶の無線設備については、本規則の関連各章の規定によるほか、本章の規定によらなければならない。
- 2. 前-1.にかかわらず、次の(1)又は(2)に該当する船舶にあつては、原則として本章を適用する必要はない。
 - (1) SOLAS 条約第 I 章に従い、同条約の適用が除外される船舶（総トン数 500 トン以上の船舶（漁船を除く）であつて、国際航海に従事しない船舶を除く。）
 - (2) 船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶であつて、主管庁が適当と認めるもの
- 3. 本章の適用を受ける船舶は、鋼船規則 I 編 1.1.1-2 の規定にも適合しなければならない。

5.1.2 用語

本章における用語の定義は、本規則の関連各章の規定によるほか、鋼船規則 I 編 1.2.1 による。

5.1.3 目的

本章は、通常の航行及び非常時の状況において船舶並びに救命艇及び救命いかだの有効な通信を提供することを目的とする。

5.2 機能要件（極海コード I-A 部 10.2）

5.1.3 を達成するため、次の 5.2.1 及び 5.2.2 を満足しなければならない。

5.2.1 船舶の通信

- 1. 船舶間及び船舶と陸上間における音声又はデータの双方向通信は、予定される航路に沿った全ての点において利用できるものとする。
- 2. エスコート及び隊列による航行が想定される場合、適当な通信手段を備えること。
- 3. 搜索救助のため、航空周波数を含み、現場での双方向通信及び搜索救助と協調した通信手段を備えること。
- 4. 極海における遠隔医療補助を可能にするための適当な通信装置を備えること。

5.2.2 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇の通信能力

- 1. 低気温での航行が想定される船舶にあっては、全ての救助艇及び救命艇は避難のために離脱する際、遭難の警報、位置及び現場での通信の能力が維持されること。
- 2. 低気温での航行が想定される船舶にあっては、救命いかだは、離脱した際、位置及び通信の信号伝達を維持できるものとする。
- 3. 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇で使用される不可欠な通信装置は、最大救助想定時間の間使用できるものとする。

5.3 規則（極海コード I-A 部 10.3）

5.3.1 船舶の通信

- 1. 5.2.1-1.に適合するため、船上の通信装置は、高緯度及び予想される低気温における通信装置の制限を考慮し、船舶間及び船舶と陸上間の通信が可能なものでなければならない。
- 2. 5.2.1-2.に適合するため、砕氷によるエスコートを行う船舶は、エスコート時及び非常時の操船を国際信号コードに従って後に続く船舶に示すため、音声信号装置を後方に面して据付なければならない。
- 3. 5.2.1-3.に適合するため、現場での双方向通信及び捜索救助と協調した船舶の通信能力は次を含まなければならない。
 - (1) 関連する救助協調センターとの音声又はデータ通信
 - (2) 121.5MHz 及び 123.1MHz における航空機との音声通信装置
- 4. 5.2.1-4.に適合するため、通信装置は遠隔医療補助サービス（TMAS）との双方向音声及びデータ通信を提供できるものでなければならない。

5.3.2 救命艇及び救助艇の通信能力

- 1. 低気温での航行が想定される船舶にあっては、5.2.2-1.に適合するため、全ての救助艇及び救命艇が避難のために離脱する際には次の(1)から(3)によらなければならない。
 - (1) 遭難の警報のため、船舶から陸上へ警報を伝達するための機器 1 台を持ち込むこと。
 - (2) 位置を示すため、位置を信号伝達するための機器 1 台を持ち込むこと。
 - (3) 現場での通信のため、現場での通信を伝達及び受信するための機器 1 台を持ち込むこと。
- 2. 低気温での航行が想定される船舶にあっては、5.2.2-2.に適合するため、救命いかだは次の(1)及び(2)によらなければならない。
 - (1) 位置を示すため、位置を信号伝達するための機器 1 台を持ち込むこと。
 - (2) 現場での通信のため、現場での通信を伝達及び受信するための機器 1 台を持ち込むこと。
- 3. 5.2.2-3.に適合するため、蓄電池寿命による制限を認識し、救命艇及び救命いかだ並びに救助艇で使用される不可欠な通信装置は、最大救助想定時間の間使用できるよう手順を作成し実施しなければならない。

附 則

1. この規則は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

無線設備規則検査要領

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 達 第 79 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 12 月 27 日 達 第 79 号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検査

2.1 一般

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 検査の実施及び時期

-1. 規則 2 章 2.1.2-5.(3)の適用上, 2017 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった鋼船規則 I 編 1.1.1-2.に規定する極海航行船にあっては, 2018 年 1 月 1 日後の最初の定期検査の時期までに, 規則 5 章の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。

-2. 規則 2.1.2-5.(4)に規定する「検査を行う必要があるとき」とは, 電波法第 73 条第 1 項の検査が同条第 3 項の規定に基づき, 総務大臣から省略が認められなかった場合を含む。

附 則

1. この達は, 2017 年 1 月 1 日から施行する。